

# フランス企業パテルナリズムの歴史的位置

—1820 - 1930 年代の経済と社会

齊藤 佳史

---

はじめに

- 1 企業パテルナリズムの展開事例
  - 2 企業パテルナリズム研究の分析視角
- おわりに

はじめに

今日に至るまで、企業パテルナリズム（父権的温情主義）<sup>(1)</sup>の史的分析に関しては、個別モノグラフィーのみならず国際比較の視点からも豊富な研究成果が蓄積されてきた。例えば、フランスの雑誌『社会運動』144号（1988年7-9月）の特集「パテルナリズムの過去と現在」ではフランス、イギリス、日本、インドの事例が扱われ<sup>(2)</sup>、1990年の第10回国際経済史会議（ルーヴァン）B-13セッションではテーマ「19世紀におけるリベラリズムとパターナリズム」の下で欧米主要工業国（フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、イギリス、アメリカ合衆国）の事例が取り上げられた<sup>(3)</sup>。近年でも、『大原社会問題研究所雑誌』611・612号（2009年9・10月）の特集「パターナリズムの国際比較」はわれわれの記憶に新しく、『社会運動』247号（2014年4-6月）の特集「19世紀中葉以来の労働の場における食物供給」ではフランスとイタリアでの従業員食堂が企業パテルナリズムの文脈で論じられるなど<sup>(4)</sup>、依然として多様な視角からの研究が活発に進められている。

われわれは本稿の議論を若干先取りし、企業パテルナリズムを次のように定義しておきたい。企業パテルナリズムは、①経営者が企業内での家父長的権威に依拠しつつ、社会生活上の便宜供与を通じて労使協調を図る諸施策の体系である。②家族共同体としての企業を志向し、労使間の契約的対等性を擬制的父子関係としての保護—服従関係に置き換える。③生産労働と消費生活の両局面を

---

(1) 本稿ではフランス語<paternalisme industriel>に基づき、原則として「企業パテルナリズム」と表記する。

(2) *Le Mouvement social*, no.144, juillet-septembre, 1988.

(3) E. Aerts, C. Beaud and J. Stengers (eds.), *Liberalism and Paternalism in the 19th Century*, Leuven, 1990.

(4) S. Gacon et F. Jarrige, <Les trois âges du paternalisme. Cantines et alimentation ouvrière au Creusot (1860 - 1960)>, *Le Mouvement social*, no.247, avril-juin, 2014 ; F. Ricciardi, <La cantine au prisme du paternalisme industriel. Alimentation et consentement à l'usine de Dalmine (Lombardie) entre fascisme et république>, *Le Mouvement social*, no.247, avril-juin, 2014.

対象としながら、経営者言説と企業福利事業を主要な場として展開する。

企業活動の枠内での労働者保護という点で、企業パテルナリズムは産業と福祉の両面に関わるため、これまで経済史、経営史、社会政策史、福祉史などの研究領域において分析対象とされてきた。19-20世紀フランスの経済と社会を考える上で、企業パテルナリズムは示唆に富んだ歴史的事象を提供している。本稿は社会経済史の問題関心に基づき、先行研究の整理を通じてフランスの企業パテルナリズム（1820-1930年代）の歴史的な位置づけを試みる。叙述にあたっては、先行研究を個別に取り上げて一義的な類型に当て嵌める方法は採らない。先行研究の類型化は俯瞰的構図を示すのに役立つものの、しばしば構造的明快さを追求するあまり、各研究の射程を矮小化して一面的な理解に陥るからである。類型化の意義や有効性を否定はしないが、研究史叙述における「プロクルステスの寝台」の事例は枚挙に暇がない。自戒の念も込めて、本稿は先行研究を援用しながら、企業パテルナリズムの歴史的解釈に関わる視角や課題を提示することに努めたい。企業パテルナリズムの国際比較を進める上で、かかる手法は企業パテルナリズムのフランスの特殊性と国際的共通性を理解するのに有益であろう。以下では、まず企業パテルナリズムの展開事例を概観し、次に企業パテルナリズム研究の分析視角に言及した上で、最後に今後の研究課題を展望しておきたい。

## 1 企業パテルナリズムの展開事例

企業パテルナリズムは、産業構造、社会経済構造、法制的基盤などに制約・規定されながら展開した。それは具体的にいかなる形態を取ったのか。われわれは、①第一次工業化、②第二次工業化、③新産業展開の三つの時期を設定した上で、先行研究を基に企業パテルナリズムの展開事例を概観する。

### (1) 第一次工業化局面における綿織物業の事例（1820-1860年代）

1815年以降のフランスは緩慢ながらも持続的な経済成長を開始した。この時期の経済成長を支えたのは、ノルマンディー地方、アルザス地方、フランドル地方での綿織物業であり、特にアルザス綿織物業は企業パテルナリズムを先駆的に牽引した<sup>(5)</sup>。アルザスでの企業パテルナリズムとしては、ドルフス＝ミーグ（Dollfus-Mieg）社、ブルカール（Bourcart）社、シュランベルジェ（Schlumberger）社などの事例が挙げられる。

アルザスの企業経営者の多くはミュルーズ都市共和国（1798年にフランスに併合）の支配階層の系譜を引いており、潤沢な資金力で初発から最新機械を備えた大型工場を建設した。また、彼らの家系的同質性は、科学技術推進と労働者教化を掲げるミュルーズ工業協会（Société industrielle

(5) アルザス地方は普仏戦争（1870-1871年）の結果、ドイツに併合され、第一次世界大戦の講和条約（ヴェルサイユ条約）（1919年）によって再びフランス領となった。アルザスの企業パテルナリズムに関しては、古賀和文『近代フランス産業の史的分析』学文社、1983年、102-139頁；齊藤佳史『フランスにおける産業と福祉——1815-1914』日本経済評論社、2012年、51-86頁；Y. Schwartz, «Pratiques paternalistes et travail industriel à Mulhouse au XIX<sup>e</sup> siècle», *Technologies, idéologies, pratiques*, octobre-décembre 1979, pp.9-77；S. Kott, «Enjeux et significations d'une politique sociale : la Société industrielle de Mulhouse (1827-1870)», *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome34, octobre-décembre, 1987.

de Mulhouse) (1826年設立)の設立につながった。こうした資金力や地域的協同性は技術革新のみならず福利事業にも有利に働き、1820年代以降、個別企業とミュルーズ工業協会の連携の下で企業パテルナリズムが推進された。

19世紀のフランスでは、小規模な耕地を所有しながら工場労働に従事する「農民労働者(ouvriers-paysans)」＝半農半工型労働者が広汎に存在しており、アルザスでも同様の状況が見られた。しかし他方で、アルザスでは農村過剰人口によって農業生産が低迷し、都市に流入する「土地なし労働者」の問題も顕在化していたから、産業界は福利事業の組織化による解決を模索した。相対的に豊かな農村を抱えるノルマンディーやフランドルと比較すると、アルザスでは農村窮乏化ゆえに企業福利事業の早期的展開が促されたといえる<sup>(6)</sup>。

アルザスの企業パテルナリズムは、伝統的共同体の経済的規範によっても制御されていた。例えば1847年のミュルーズでの食糧騒動に見られるように、多くの工業労働者は依然としてモラル・エコノミー的行動規範<sup>(7)</sup>を示していた。ゆえに、地域名望家層を構成する企業経営者は、そうした伝統的規範に配慮しながら、労働者の生存保障の観点から体系的な福利事業を進めた<sup>(8)</sup>。ただし、第二帝政末期になると、工業労働者の性格は徐々に変化し始めた。1870年にミュルーズで発生したストライキでは、限定的かつ萌芽的とはいえ、社会主義(インターナショナル)の影響を受けた労働運動も出現するに至った。

## (2) 第二次工業化局面における鉱山・製鉄業の事例(1860-1910年代)

19世紀後半における産業構造の変容や技術革新に伴い、基幹産業は繊維業から製鉄業へと移動し始めた。ブルゴーニュ地方ル・クルーズの製鉄業シュネーデル(Schneider)社(1836年設立)は1830年代から福利事業に携わったが、本格的に企業パテルナリズムを進めたのは1860年代以降である。さらに1870年代末のトーマス転炉法の登場によって、燐濃度の高い鉱石からの鋼鉄製造が実現すると、ロレーヌ地方でも鉱山・製鉄業の生産急増とともに企業パテルナリズムが展開した<sup>(9)</sup>。ロレーヌで企業パテルナリズムに関わったのは、ドゥ・ヴァンデル(De Wendel)社、ロン

(6) 19世紀アルザスにおける農村の貧困と経済的ダイナミズムの連関を論じた研究として、M. Hau, «Pauvreté rurale et dynamisme économique : le cas de l'Alsace au XIX<sup>e</sup> siècle», *Histoire, économie et société*, 6<sup>e</sup> année, no.1, 1987.

(7) 中世以来、民衆は食糧の公正な分配を慣習的権利として認識し、支配階層への服従と引き換えに生活の安定保障を期待していた。民衆の生存は食糧確保によって社会的に保障されねばならず、かかる暗黙の了解が無視されたと感じると、民衆は当局やパン屋に対する直接的抗議行動に訴えた。トムソンはこうした伝統的経済規範をモラル・エコノミーと呼称している。E. P. Thompson, "The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century", *Past and Present*, no.50, 1971.

(8) 1840年代半ばの食糧危機に際して、企業経営者たちは従業員や地域住民に対する緊急食糧援助を実施していた。企業福利事業としては、児童・成人・技術教育、労働者住宅、共済組合、消費協同組合、年金金庫、工場事故防止などが挙げられる。

(9) 鉱山・製鉄業では、児童・技術教育、貯蓄金庫、労働者住宅、医療機関、共済組合、消費協同組合、年金金庫、労災補償などが整備された。鉱山・製鉄業での企業パテルナリズムに関しては、J.-P. Frey, *Le rôle social du patronat. Du paternalisme à l'urbanisme*, Paris, 1995; J.-M. Moine, *Les barons du fer. Les maîtres de forges en Lorraine*, Metz, 2003, pp.311-332; 遠藤輝明「資本主義の発達と「工場/都市」——ル・クルーズにおける「工場の規律」と労使関係」(遠藤輝明編『地域と国家——フランス・レジオナリズムの研究』日本経済評論社, 1992年); 大森弘喜『フランス鉄鋼業史——大不況からベル・エポックまで』ミネルヴァ書房, 1996年, 163-237頁; 齊藤『フランスにおける産業と福祉』117-155頁; 岡田益三『フランスにおける企業福祉政策の生成と展開——企業パトロナージュ・企業パテルナリズム・キリスト教企業アソシエーション』関西学院大学出版会, 2015年, 219-304頁。

ウィ（Longwy）社、ポン＝タ＝ムソン（Pont-à-Mousson）社など、シュネーデル社と同様にフランス製鉄業を代表する企業であった。

鉱山・製鉄業での企業パテルナリズムを規定した要因としては、まず労働力供給の問題が指摘される。鉱山・製鉄業は鉱床との地理的関連で人口過疎地域に立地する 경우가多く、そのうえ第二次工業化局面では出生率が急速に低下していた。フランスの普通出生率はすでに1830年代から30%を下回り始めており、1880年代半ばに約25%、1910年頃に約20%にまで落ち込んだ<sup>(10)</sup>。特に製鉄業では熱経済の観点から効率的な連続操業が不可欠なため、増産に伴い、労働力の調達と定着化は喫緊の問題となった。こうした経営課題に対応したのが福利事業の拡充である。

鉱山・製鉄業の企業パテルナリズムを条件づけた今一つの要因は、第三共和政期の労使関係である。1870年代以降の大不況は農業不況を伴ったため、農業部門から離脱した工業労働者を創出しつつあった<sup>(11)</sup>。また、1884年職業組合法によって労働組合結成が法的に承認されると、労働運動の組織化が徐々に進展した。19世紀末の組合組織率は必ずしも高くなかったものの<sup>(12)</sup>、1899-1900年のシュネーデル社や1905年のロレーヌ鉱山・製鉄業ではストライキが発生した。ゆえに産業界では、個別企業レベルでの経営者言説と福利事業による労使協調のみならず、労働・社会政策への業界組織的対応も急務となり、フランス鉄鋼協会（Comité des forges de France）（1864年設立）や金属・鉱山業連盟（Union des industries métallurgiques et minières）（1901年設立）の活動が活発化した。

### （3）新産業展開局面におけるタイヤ製造業の事例（1920-1930年代）

第二次工業化後半の19-20世紀転換期には、化学工業、電機工業、自動車工業のような新産業が台頭して、基幹産業の一翼を担い始めた。両大戦間期の企業パテルナリズムに関しても、新産業のタイヤ製造業ミシュラン（Michelin）社の事例が特筆に値する。ミシュラン社は1889年にオーヴェルニュ地方クレルモン＝フェランで設立され、20世紀前半の成長とともに体系的な「ミシュラン社会システム（système social Michelin）」（A. Gueslin）を整備した<sup>(13)</sup>。ミシュラン社の企業パテルナリズムの背景には「生産力の増大」と「労使協調の強化」への志向があり、両者は相互に関連していた。

19-20世紀転換期に新産業の台頭が見られたとはいえ、第一次世界大戦の経験はフランス産業の課題を浮き彫りにした。特に工業生産に関わる「経済近代化の遅れ」と「人口成長の低迷」が認

(10) 齊藤『フランスにおける産業と福祉』120頁。

(11) G. Noiriel, *Les ouvriers dans la société française, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1986, pp.83-119.

(12) 例えば1884-1897年の組合組織率は、タバコ・マッチ製造業（公企業部門）55%、鉱山業12%、化学工業4%、繊維工業3%である。C. Charle, *Histoire sociale de la France au XIX<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1991, p.304.

(13) ミシュラン社の福利事業としては、児童・技術教育、出産手当、家族手当、医療機関、廉価住宅、共済組合、利潤分配制度などが挙げられる。ミシュラン社の企業パテルナリズムに関しては、A. Gueslin (dir.), *Michelin, les hommes du pneu : les ouvriers Michelin à Clermont-Ferrand de 1889 à 1940*, Paris, 1993 ; S. L. Harp, *Michelin. Publicité et identité culturelle dans la France du XX<sup>e</sup> siècle*, Paris, 2008, pp.153-186, 223-263 ; 岡田『フランスにおける企業福祉政策の生成と展開』349-352, 359-397頁。

識された結果、両大戦間期には産業組織化運動や出産奨励運動において国家の関与が増大した<sup>(14)</sup>。ミシュラン社は生産労働（＝機械化やテイラー主義を通じた生産性上昇）と消費生活（＝福利事業を通じた労働力保全・定着化）の両面で生産力増大を追求した。同社は国力や生産力の観点から労働者家庭での出産・育児を重視したため、出産手当・家族手当の拡充や、フランス人口増加連合（Alliance nationale pour l'accroissement de la population française）（1896年設立）への資金援助を積極的に行った。

他方、両大戦間期のフランスでは、半農半工型ではない工業労働者が増加するとともに、労働総同盟（Confédération générale du travail）（1895年設立）を中心に労働組合運動が展開した。1920年のクレルモン＝フェランでのストライキは、ミシュラン社にはほとんど波及しなかったものの、労働総同盟の存在を示していた。労働総同盟は生産の管理・運営への参加や国家機関への参加も標榜するようになり、国民経済評議会（Conseil national économique）（1925-1940年）の創設と運営に関わった<sup>(15)</sup>。かかる状況を背景に、ミシュラン社は経営者言説と福利事業によって労使協調の強化を図り、労働組合運動に対する防波堤としての「労働・生活共同体」の構築に努めた。特に利潤分配制度や労働者住宅団地は、労使関係安定化のために企業に忠実な従業員を取り込み、「労働・生活共同体」の基盤となっていた。しかし、1930年代の不況と機械化の影響で、半・不熟練労働者を中心に大量解雇が行われた結果、1936年にはミシュラン社もストライキに直面することになった。

## 2 企業パテルナリズム研究の分析視角

ここまでわれわれは先行研究に基づき、企業パテルナリズムの展開事例を概観してきた。では、先行研究は企業パテルナリズムをどのような視角から分析してきたのか。かつてゲランは、企業パテルナリズムの研究史において、「文化主義的アプローチ」、「イデオロギー的アプローチ」、「経済的アプローチ」という三つの接近法の分類を行った<sup>(16)</sup>。これに対して、本稿は先行研究の分析視角を「労働力管理技術」、「社会保障の源流」、「産業の革新性」の三つに整理し、それらの視角に沿って企業パテルナリズムの歴史的解釈を試みたい。

### (1) 労働力管理技術としての企業パテルナリズム

まず企業パテルナリズムは、工業化における生産拡大に対応した労働力管理の技術として理解さ

---

(14) 廣田功「1930年代フランスの雇主層と経済社会の組織化——コルポラティズムとの関連を中心に」（権上康男、廣田明、大森弘喜編『20世紀資本主義の生成——自由と組織化』東京大学出版会、1996年）；河合務『フランスの出産奨励運動と教育——「フランス人口増加連合」と人口言説の形成』日本評論社、2015年。

(15) 国民経済評議会は、設立時は「人民と消費」、「労働」、「資本」の各カテゴリーから選出された評議員によって構成され、経済・社会問題に関して経済的・社会的代表が対話と作業を行う場となった。国民経済評議会については、A. Chatriot, *La démocratie sociale à la française. L'expérience du Conseil National Economique, 1924-1940*, Paris, 2002；権上康男「フランスにおける経済社会の組織化とコルポラティズム——国民経済評議会の創設と改組（1925-36年）」（権上、廣田、大森編『20世紀資本主義の生成』）。

(16) A. Gueslin, «Le paternalisme revisité en Europe occidentale (seconde moitié du XIX<sup>e</sup> début XX<sup>e</sup> siècle)», *Genèses* 7, mars 1992, pp.201-211.

れる<sup>(17)</sup>。生産拡大のためには、不熟練労働力を質的に向上させ、熟練労働力を量的に維持した上で、労使関係を安定化させねばならない。しかし、上述したように、19世紀には半農半工型労働者が広汎に存在し、特に第三共和政期以降は人口成長も低迷していた。ゆえに経営者は「労働力の量的・質的確保」と「労使協調の確立」を模索する過程で、解決策を労働力の規律化に見出した。その際、「生産の場」での規律化（＝労働に関する指導と監督）と並行して重視されたのは、「消費の場」での規律化（＝生活に関する指導と教化）であった。生活面の指導と教化は、秩序、節約、清潔などの精神を涵養して、生産活動の安定に寄与すると見做されたからである。労働力の規律化は、七月王政期には労働者階層の貧困化の下で公的秩序を維持する機能を果たし、第三共和政期には労働組合運動から企業を防御する手段となった。企業パテルナリズムは、「生産の場」の経営者言説（年始挨拶や長期勤続者表彰など）と「消費の場」の福利事業（社会生活上の便宜供与）を結合させることで、労働力の規律化を図った。経営者言説は階層的・家族的な労使協調に力点を置き、福利事業（児童・技術教育の内容、労働者住宅の入居条件、各種手当の給付条件など）は企業秩序遵守に基づく労働力定着化を目指していた。

かくして、企業は労働力調達に関して制約を受ける立場から出発しながらも、生産・消費局面での労働力規律化を進めながら、地域社会編成の主体に転化していった。特に19世紀初頭から第一次世界大戦前までの時期に着目すると、企業パテルナリズムを梃子とする地域社会編成は、公共性空間の構築と結びついていた。例えば、アルザスの経営者層は自らの地位を「公共の利益」に寄与する職務と見做し、社会資本や福利事業の整備を通じて地域共同体＝コミューン（commune）の自治と指導権を希求し続けた<sup>(18)</sup>。あるいは、シュネーデル社の経営者は名望家の行動規範に則り、主導権を工場＝私的空間からコミューン＝公的空間に拡張する過程で、社会的統治の正統性を絶えず模索していた<sup>(19)</sup>。これに対して、両大戦間期のミシュラン社は「企業城下町」を形成したものの、理念よりも実利を優先させていたから、経済的採算性や産業合理化を基準に福利事業を推進した<sup>(20)</sup>。したがって、われわれは公共性空間の追求に企業パテルナリズムの19世紀的特徴を見出すことも可能である。

(17) 企業パテルナリズムに内在する労働力管理技術については、P. N. Stearns, *Paths to Authority. The Middle Class and the Industrial Labor Force in France, 1820-48*, Urbana, 1978, pp.89-103；D. Reid, "Industrial Paternalism: Discourse and Practice in Nineteenth-Century French Mining and Metallurgy", *Comparative Studies in Society and History*, vol.27, no.4, 1985；G. Noiriel, <Du <patronage> au <paternalisme> : la restructuration des formes de domination de la main-d'œuvre ouvrière dans l'industrie métallurgique française>, *Le Mouvement social*, no.144, 1988；中野隆生「フランス繊維業における福祉事業と労働者の統合——1920年代のリールを中心に」（『社会経済史学』第48巻第6号, 1983年3月）；古賀『近代フランス産業の史的分析』；岡田『フランスにおける企業福祉政策の生成と展開』。なお、ノワリエルは伝統的な農工兼業社会での企業経営者による従業員保護を「パトロナーージュ（patronage）」と呼称し、経営戦略上の全面的な労働者管理である「パテルナリズム」と区分している。彼によれば、フランスの「パテルナリズム」は19世紀末に登場し、両大戦間期に完成した。

(18) 齊藤『フランスにおける産業と福祉』65-67頁。アルザスに関しては、経営者層の宗教的心性（カルヴァン主義）が企業活動や社会活動に及ぼした影響も指摘されている。古賀『近代フランス産業の史的分析』105-107頁；Kott, <Enjeux et significations d'une politique sociale>, pp.646-648.

(19) 遠藤「資本主義の発達と「工場／都市」」。フレイはシュネーデル社の住宅建設を公共的な都市空間構築の観点から論じている。Frey, *Le rôle social du patronat*.

(20) A. Gueslin, <Le système social Michelin (1889-1940)>, Gueslin (dir.), *Michelin, les hommes du pneu*.

19世紀における公共性空間の問題は、中間団体 (corps intermédiaires) をめぐる状況と関わっている。フランス革命は旧体制下の中間団体を解体し、ル・シャプリエ (Le Chaplier) 法 (1791年) によって労働者・事業者の結社を禁止した。中間団体の否認によって国家は公共的領域を自らの内に凝縮したため、国家と個人を媒介する「社会」が措定されることはなかった<sup>(21)</sup>。国家による公共的領域の専有化は、制度面では官僚制整備に反映された。1800年のフランス領土区分・行政法は、政府＝国家による知事・副知事・コミューン首長の任命制を定め、集権的・階層的行政機構の基礎を築いた。さらに、第二帝政政府は知事職団＝国家官僚に強力な行政執行権を付与して、後見的行政監督を制度化した<sup>(22)</sup>。

革命後の「社会の空白状態」を前にして、人々は思想的立場を越えて危機感を抱き始めた。人的結びつきの弱体化、大衆の貧困化、モラルの喪失といった現象は、公的秩序の根幹に関わる問題として認識され、国家と個人の間領域の復権・再編が提起されるに至った<sup>(23)</sup>。企業パテルナリズムにおける公共性空間の追求も、かかる歴史的文脈において理解される。すなわち、労使間の合意に基づく指導権を確立し、地域の公的問題に関わる主導性を発揮することで、産業界は企業を起点とする公共性空間構築と中間団体再編を試みた。ゆえに、企業パテルナリズムは地域社会の運営をめぐる国家と産業界の対抗関係の中で進展した。労働・社会政策に関しても、産業界は官僚制を通じた国家介入＝国家管理主義 (étatisme) に批判的態度を取り続けた<sup>(24)</sup>。

中間団体をめぐる革命後の法理の転換点となったのは、1884年の職業組合法制定である。これを契機にル・シャプリエ法は廃止され、集团的組織を媒介とする利害調整＝コルポラティズム (corporatisme) の新たな展開がもたらされた。ただし、産業界の組織化に関しては、中間団体の法的承認によって順調に進んだわけではなかった。特に経済近代化に向けた経営者団体の組織的取り組みは兩大戦間期に入っても遅滞し、産業界における国家管理主義批判も強固に存続することになった<sup>(25)</sup>。

## (2) 社会保障の一元流としての企業パテルナリズム

現代フランスの社会保障 (sécurité sociale) 制度は、「家族部門」、「疾病・出産部門」、「老齢保険部門」の三部門から構成されている。第二次世界大戦後に導入されたフランス社会保障は、戦前の影響を受けながら、非国家的管理による社会保険 (assurance sociale) 原理に基づいて運営された。したがって、社会保険を担う職域団体は多岐に亘り、運用形態は極めて複雑である<sup>(26)</sup>。フラン

---

(21) P. Rosanvallon, *L'Etat en France de 1789 à nos jours*, Paris, 1990, pp.95-97 ; J. Donzelot, *L'invention du social. Essai sur le déclin des passions politiques*, Paris, 1994, pp.57-58.

(22) 遠藤輝明「フランス・レジヨナリズムの歴史的位相——人と地域と国家をめぐる相関の変遷」(遠藤編『地域と国家』) 23-28頁。

(23) 高村学人『アソシアションへの自由——〈共和国〉の論理』勁草書房、2007年、5-7頁。

(24) 齊藤『フランスにおける産業と福祉』121-122頁。

(25) 廣田「1930年代フランスの雇主層と経済社会の組織化」、112-120頁；廣田功「『大戦』とフランス経済社会の再編」(『歴史と経済』第191号、2006年4月)。

(26) 千田航「フランス福祉国家研究における社会保険と家族政策の位置づけ」(『新世代法政策学研究』第6巻、2010年4月) 195-197頁。

社会保障の歴史的形成においては、1898年「共済組合憲章」に支えられた共済組合の動向<sup>(27)</sup>の他に、企業福利事業の役割も重要である。企業パテルナリズムは社会保障の導入によって急速に衰退したとはいえ、企業福利事業の観点からフランス社会保障・福祉国家の源流の一つとして理解されてきた<sup>(28)</sup>。19世紀以降の工業化過程を辿ると、労働者の生存保障としての企業福利事業を進展させたのは、1830年代と19-20世紀転換期に発生した「社会問題」(=公的秩序の存立に関わる問題)であった。

第一次工業化に伴う経済活動の拡大は、都市における人口増加、貧民地区の形成、衛生環境・治安の悪化などを引き起こした。1830年代には、従来の個別的・散発的な「貧困 (pauvreté)」とは異なる、労働者階層の全般的・継続的貧困=「大衆的貧困 (paupérisme)」が発見された。当時の支配階層は大衆的貧困に公的秩序の攪乱要因を見出し、社会的統治の視点から集合心性の観察に基づく指導と介入を提唱した。支配階層は名望家として伝統的規範にも配慮せねばならなかったから、指導と介入は規律化と「社会的保護」(=公的秩序の保全手段としての保護)の両面を有していた。企業経営者も大衆的貧困を市場経済に内在する恒常的問題として認識し、経済的自由放任主義に対する批判的立場から、労働者の生存保障に向けて福利事業を推進した。企業福利事業に媒介される労使関係は「労働時間に応じた賃金支払い」=形式的合理性よりも「生存上の必要性に応じた援助」=実質的合理性に立脚しており、労働者の生存保障は非市場的な経済規範に準拠していた<sup>(29)</sup>。

第二次工業化局面にある19-20世紀転換期には、新たな社会問題が発生した。1870年代以降の「大不況」は、工場生産の低迷とともに、農民層の苦境と都市手工業者の没落を招いた。さらに、1884年に職業組合法が制定されると、労働運動は階級対立的な様相を呈し始めた<sup>(30)</sup>。これに対して、企業パテルナリズムは「社会平和」に向けた労働者保護の思想と実践を通じて、経営管理技術から社会統治技術へと進化を遂げた<sup>(31)</sup>。ただし、この時期の社会問題の認識や解決方法に関して、

(27) B. Gibaud, *De la mutualité à la sécurité sociale : conflits et convergences*, Paris, 1986.

(28) フランス社会保障・福祉国家の源流としての企業福利事業については、H. Hatzfeld, *Du paupérisme à la Sécurité sociale. 1850-1940. Essai sur les origines de la Sécurité sociale en France*, Paris, 1971 ; P. V. Dutton, *Origins of the French Welfare State. The Struggle for Social Reform in France, 1914-1947*, Cambridge, 2002 ; 大森『フランス鉄鋼業史』163-237, 321-322頁；深澤敦「非市場的調整の発展——20世紀フランスにおける労働と福祉」(『土地制度史学』別冊〔20世紀資本主義——歴史と方法の再検討 創立五十周年記念大会報告集〕)1999年9月；深澤敦「フランスにおける家族手当制度の形成と展開——第一次世界大戦後のパリ地域補償金庫を中心として(上)・(下)」(『立命館産業社会論集』第43巻第4号, 第44巻第2号, 2008年3・9月)。なお、藤村大時郎は第二帝政期の企業パテルナリズムを経営労務管理の視角から捉えながらも、当時の労働問題をめぐる社会改革思想の文脈において論じている。藤村大時郎「第二帝政期フランスにおける経営パターナリズムをめぐって——同時代の労働問題研究家の関心状況を中心として」(『社会経済史学』第44巻第6号, 1979年3月)。

(29) 齊藤『フランスにおける産業と福祉』6-9, 77, 121頁。19世紀の企業福利事業に思想的基礎を与えたのは、フレデリック・ル・プレエ (Frédéric Le Play) の「パトロナーージュ (patronage)」である。パトロナーージュは、雇主と労働者の永続的關係に基づいて、大衆の安全を保障する慣習と制度の体系を指す。ル・プレエ学派の思想と実践に関しては、B. Kalaora et A. Savoye, *Les inventeurs oubliés. Le Play et ses continuateurs aux origines des sciences sociales*, Seyssel, 1989 ; 廣田明「フランス革命以後における中間集団の再建——ル・プレエ学派を中心として」(『土地制度史学』第127号, 1990年4月)。

(30) Noiriel, *Les ouvriers dans la société française*, pp.83-88, 99-106.

(31) 第三共和政前半の社会運営手段としての企業パテルナリズムに関しては、エミール・シェイソン (Emile Cheysson) やジョルジュ・ピコ (Georges Picot) といったル・プレエ学派論者の役割が大きい。S. Elwitt, *The Third Republic Defended. Bourgeois Reform in France, 1880-1914*, Baton Rouge, 1986, pp.114-169.



必ずしも支配階層におけるコンセンサスが存在したわけではない。たしかに労使対立や労働運動は問題の中心的位置を占めたものの、小所有者・中間層の危機も危機的に認識されたからである<sup>(32)</sup>。ゆえに、世紀転換期には、労働・社会立法、各種社会改良団体、慈善・扶助事業、企業福利事業などが、多様な社会改革思想と絡み合いながら、「改革の星雲 (nébuleuse réformatrice)」(C. Topalov) を形成した<sup>(33)</sup>。また、この時期には労災補償と老齢年金をめぐる長い議論が交わされ、最終的に社会保険原理の法制的適用が実現した。保険的合理性が社会的調整の基準となる「保険の社会 (société assurantielle)」(F. Ewald) の到来である<sup>(34)</sup>。産業界は国家管理による一元的な強制保険に反対し、法制化に先行して業界独自の保険機関の設立と運営を進めた。結果として、1898年労災補償法や1910年労働者農民退職年金法の制定後も民間保険制度が認められたため、産業界主導の保険金庫や年金金庫は労働者の生存保障を担い続けた<sup>(35)</sup>。

20世紀以降、年金・医療保険に関する国民的合意の形成が遅れたのに対して、家族手当の一般化は比較的容易に前進し、両大戦間期には普遍主義的な給付制度を実現させた<sup>(36)</sup>。家族手当の普及において中心的役割を果たしたのは、産業界主導の制度である。制度導入の理由は企業によって異なるものの、家族手当は、①全般的賃上げの代替、②労働組合運動の抑止、③将来的労働力の確保などの機能を有していた。ミシュラン社のように1910年代半ばから企業独自の家族手当を給付する事例に加えて、1920年代には経営者拠出による補償金庫 (caisse de compensation) (家族手当の費用負担を企業間で均等化する) の飛躍的増加が見られた。出産奨励主義者や社会カトリックは家族手当の推進を支持し、産業界主導の制度に批判的な労働総同盟も、扶養児童を持つ組合員からの要求を受けて家族手当を事実上容認した。かくして経営者拠出による補償金庫の方式は1932年家族手当法によって義務化され<sup>(37)</sup>、戦後の家族手当金庫制度にも継承されることになった。今日でもなお、家族手当はフランス社会保障を支える家族政策の中核を成している。

### (3) フランス産業の革新性としての企業パテルナリズム

19-20世紀フランス経済のダイナミズムをいかに捉えるか。この問いは近年のフランス経済史・経営史における中心的課題の一つであり、企業パテルナリズムを起点にフランス産業の革新性を再考する作業にもつながっている。フランス経済のダイナミズムというテーマは、フランス経済の歴

(32) 廣田「『大戦』とフランス経済社会の再編」, 22-23頁。

(33) C. Topalov, *Laboratoires du nouveau siècle. La nébuleuse réformatrice et ses réseaux en France, 1880-1914*, Paris, 1999.

(34) F. Ewald, *L'Etat providence*, Paris, 1986, pp.223-380.

(35) 齊藤『フランスにおける産業と福祉』122頁。当初、1910年労働者農民退職金庫法は強制加入を原則としていたが、強制原則を事実上否定した破毀院判決や労働総同盟の反対もあって、挫折を余儀なくされた。深澤「非市場の調整の発展」64頁。

(36) 家族手当に関しては、千田「フランス福祉国家研究における社会保険と家族政策の位置づけ」190-193頁；深澤「フランスにおける家族手当制度の形成と展開 (上)」23-27頁；廣田「『大戦』とフランス経済社会の再編」26頁；Dutton, *Origins of the French Welfare State*, pp.221-223；Gueslin, <Le système social Michelin>, pp.110-111.

(37) 1932年家族手当法は扶養児童を持つ労働者を給付対象としており、最終的には1939年7月の「家族法典」によって普遍主義的な家族手当制度が確立した。

史像をめぐって繰り広げられた論争に由来している<sup>(38)</sup>。

論争は19-20世紀フランス経済の長期的停滞性に関する所説から始まった。ランダスは家族的企業における保守的行動様式を指摘し、ソーヴィーは国内設備投資に消極的な経営態度を人口停滞の要因から説明した<sup>(39)</sup>。これに対して、レヴィ＝ルボワイエ、ブーヴィエ、キャロンらは、フランスの経済成長や構造変化に関する実証研究を発表し、「経済的マルサス主義」（＝生産量制限による価格維持と利益確保）に依拠する「停滞」論を批判した<sup>(40)</sup>。その後の議論は、国際比較における優劣の序列化ではなく、阻害要因と革新力の緊張関係からフランス経済のダイナミズムを提唱する流れに収斂していった。フリダンソンやストロスらの研究に代表される「再検討主義(révisionnisme)」の登場と定説化である<sup>(41)</sup>。

「再検討主義」の流れを汲む諸研究は、19-20世紀の経済成長の担い手を企業（大企業・中小企業）と国家＝官僚の双方に見出した点でも意義深く、そこで示されたフランス経済の革新的な歴史像に異議を挟む余地はない。しかしながら、「再検討主義」は生産局面（＝経済成長）に焦点を絞るあまり、分配局面（＝福祉拡充）の分析を軽視する傾向にあった。フランス社会政策史でも19-20世紀社会保険「遅滞」論が再考されるとともに、実証研究が蓄積されている現状に鑑みるならば<sup>(42)</sup>、われわれは生産と分配の複合的視角からフランス経済のダイナミズムを検証すべき段階に入っているのではなからうか。かかる問題意識から生じたのが、企業パテルナリズムに内在する「生産拡大と福祉拡充の両立」を基準にフランス産業の革新性・合理性を把握する試みである<sup>(43)</sup>。ここで、考察の手がかりとなる若干の具体例を挙げておこう。

企業パテルナリズムを実施した個別企業は、技術的優位性と福利の先進性の両立を特徴的に示し

(38) 論争に関しては、廣田功『現代フランスの史的形成——两大戦間期の経済と社会』東京大学出版会、1994年、1-4頁；小田中直樹「産業革命 フランス」（馬場哲・小野塚知二編『西洋経済史学』東京大学出版会、2001年）149-151頁；矢後和彦「两大戦間期のヨーロッパ経済 フランス——比較経済史と「修正史観」を中心に」（馬場・小野塚編『西洋経済史学』）。

(39) D. Landes, "French Entrepreneurship and Industrial Growth in the Nineteenth-Century", *Journal of Economic History*, vol.9, 1949 ; A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre deux guerres*, 4 vol., Paris, 1965 -1975.

(40) M. Lévy-Leboyer, «La croissance économique en France au XIX<sup>e</sup> siècle. Résultats préliminaires», *Annales : Economies, Sociétés, Civilisations*, 23<sup>e</sup> année, no.4, 1968 ; J. Bouvier, *Le Crédit lyonnais de 1863 à 1882. Les années de formation d'une banque de dépôt*, 2 vol., Paris, 1961 ; F. Caron, *Histoire de l'exploitation d'un grand réseau. La Compagnie du chemin de fer du Nord, 1846-1937*, Paris, 1973.

(41) P. Fridenson et A. Straus (dir.), *Le Capitalisme français, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle. Blocages et dynamismes d'une croissance*, Paris, 1987.

(42) 1970年代以来、社会政策史研究において19-20世紀フランス社会保険「遅滞」論は定説的位置を占めていた。これに対してコットは「遅滞」論の見直しを提起し、私的制度と公的制度の相互補完性や、扶助・労働保護に関する国家の積極的役割を指摘した。S. Kott, «Vers une historiographie européenne de l'Etat social ? Recherches récentes sur les cas français et allemand au XIX<sup>e</sup> siècle», *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 35, 1995. 近年の包括的研究として、A. Chatriot, O. Join-Lambert et V. Viet (dir.), *Les politiques du Travail (1906-2006). Acteurs, institutions, réseaux*, Rennes, 2006 ; M. Dreyfus, M. Ruffat, V. Viet, D. Voldman et B. Valat, *Se protéger, être protégé. Une histoire des Assurances sociales en France*, Rennes, 2006 ; C. Bec, *La Sécurité sociale. Une institution de la démocratie*, Paris, 2014.

(43) 齊藤『フランスにおける産業と福祉』。

ている。本稿で言及した、綿織物業のドルフュス＝ミーク社、ブルカール社、シュランベルジュ社、製鉄業のシュネーデル社、ドゥ・ヴァンデル社、ロンウィ社、ポン＝タ＝ムソン社、タイヤ製造業のミシュラン社は、いずれも生産力の高い優良企業であった。同様の傾向は、企業福利事業を対象とした1867年パリ万博・新褒賞部門や1889年パリ万博・社会的経済展覧会でも看取される。表彰が多く業種（鉱山・製鉄業、機械製造業、金物業、繊維業、時計製造業、ガラス製造業など）に及ぶ中で、受賞企業の大半は機械化や技術水準の点でも各業種の牽引的役割を担っていた<sup>(44)</sup>。

企業パテルナリズムに関わった業界団体や企業の活動実態も、19世紀前半から両大戦間期に至るまで、生産と福祉の相互連関を強く示唆している。ミュルーズ工業協会が1841年児童労働法の制定に深く関与したのは、「公正な競争秩序の創出」（＝経済政策）と「児童労働者の生存保障」（＝社会政策）という二重の目的を達成するためであった<sup>(45)</sup>。また、個別企業に目を移すと、20世紀初頭以降のポン＝タ＝ムソン社は、経営者言説と企業福利事業を通じて労働者保護を体系的に進める一方で、設備更新抑制による利益確保を批判し、アメリカ的生産システムに強い関心を示した。同社は1910年代にアメリカのコンサルタント会社に産業合理化の助言を求め、1920年代にはアメリカでテイラー主義を学ばせた自社技師を用いて合理化を試みた<sup>(46)</sup>。あるいは、1920年代にテイラー主義を工場に導入したミシュラン社は、労働生産性向上によってフランスの労働者がアメリカの労働者と同等の生活水準に到達すると説いた。経営者のエドゥアール・ミシュラン（Edouard Michelin）は、労働生産性向上の前提として住環境整備の必要性を認識していたため、1909年に廉価住宅建設に着手し、1920年代には時間測定法を住宅建設にも導入して、建設原価の引き下げを実現した<sup>(47)</sup>。両大戦間期に「ミシュラン社会システム」が整備されたのは、福利事業が当時のミシュラン社の生産効率性・経済合理性基準に適合したからであった<sup>(48)</sup>。

もともとテイラーの科学的管理法が工場内部＝生産局面のみを対象としていた点に留意するならば、フランスにおいてテイラー主義が企業福利の言説・事業と結合されたことは興味深い<sup>(49)</sup>。フランス企業による合理化実践を「経済的論理」、「技術的論理」、「社会的論理」の三点から捉えるならば、「フランス流」組織化の伝統が最も発達したのは社会的領域においてであった。合理化は多数の専門的労働者を必要としたため、新しいタイプの熟練労働力の育成と確保の観点からも、特に1920年代には企業福利事業の重要性が一層高まった。企業は生産性上昇に向けた新たなシステム

---

(44) 藤村「第二帝政期フランスにおける経営パターナリズムをめぐって」3-14頁；齊藤『フランスにおける産業と福祉』96-100, 111-113, 137-140, 153-154頁。

(45) 齊藤『フランスにおける産業と福祉』33-43頁。

(46) 原輝史『フランス戦間期経済史研究』日本経済評論社、1999年、79-120頁；齊藤『フランスにおける産業と福祉』133-136頁。

(47) 岡田『フランスにおける企業福祉政策の生成と展開』372, 382頁。

(48) Gueslin, <Le système social Michelin>. ダトンも、両大戦間期のフランスの経営者層において、家族手当制度が産業合理化の本質的要素となった点を指摘している。Dutton, *Origins of the French Welfare State*, p.220.

(49) Harp, *Michelin*, p.260.

を導入する過程で、古くからの慣行である福利事業との整合的連結を常に模索し続けていた<sup>(50)</sup>。

仮に「生産と福祉」という複合的視角がフランス経済の革新的歴史像への新たな接近法として有効であるとしても、われわれはフランス産業が抱えた旧弊や阻害要因も忘れてはならない。例えば、両大戦間期でも企業パテルナリズムの権威主義や守旧性は問われ続けたし、アメリカ型合理化の影響を受けた産業再編の試みも個別企業の合理化の枠を抜け出せずに、組織的対応は遅れることになった<sup>(51)</sup>。矢後和彦も指摘するように、「順調な経済発展」を揺るぎない与件とする論理展開には一定の留保を加える必要があり、その意味でも今日の「再検討主義」は反省と模索の段階にあるといえるだろう<sup>(52)</sup>。

## おわりに

最後に、上述した企業パテルナリズムの歴史的解釈を受け止めながら、われわれに残された今後の課題を展望しておきたい。

一つめは企業パテルナリズムをめぐる国家—産業界—労働界の相互関係である。①まず、企業パテルナリズムの実践において、産業界—労働界関係はいかなる様相を呈していたのか。企業パテルナリズムの研究史を概観すると、労働者側の対抗潮流を意識した研究があるのも事実だが、趨勢としては経営者側の思想と実践に関する分析が中心となってきた。また、労働運動に関する先行研究は、時代貫通的に企業パテルナリズムを論じてきたわけではなかった。産業界の論理と労働界の論理のせめぎ合いを実態に即して解明する必要性は依然として高い。②他方、企業パテルナリズムは国家—産業界関係の中でいかに把握されるのか。国家と産業界は、状況に応じて対抗と協調を複雑に繰り返していた。国家の役割に関しては、保守性と革新性の両面を持つ官僚制の機能方法や、近代化をめぐる改革派官僚の構想と実践が鍵となるであろう。①、②いずれの問題においても、言説と実践の相互作用、アクター間の多様な公式・非公式ネットワーク、連携と敵対の流動的關係などの検証を積み重ねていくことが求められる<sup>(53)</sup>。

二つめはフランスの福祉や社会保障における企業パテルナリズムの歴史的位置づけである。①まず、福祉に関与したアクターの俯瞰的見取図において、企業パテルナリズムはどのような位置を占めているのか。高田実も指摘するように、福祉は、家族、企業、地域社会、相互扶助団体、慈善団体、商業保険会社、宗教組織、地方公共団体、国家、超国家組織などの多様な主体と多元的原理に

(50) A. Moutet, *Les logiques de l'entreprise. La rationalisation dans l'industrie française de l'entre-deux-guerres*, Paris, 1997, pp.145-160, 449-452. ムテは企業福利事業が「寄付と感謝という前資本主義的論理」から生じた点にも言及している。ムテの研究は産業合理化のフランスの特質を考える上で示唆に富んでいる。ただし、生産局面に力点を置くゆえに、フランス産業の「福祉」を労働力調達や人事管理の機能面から論じており、フランス社会政策における労働者保護の歴史的意義や変容を十分に考慮しているわけではない。

(51) 廣田「1930年代フランスの雇主層と経済社会の組織化」113-115頁。

(52) 矢後「両大戦間期のヨーロッパ経済 フランス」354頁。

(53) こうした視角との関連では、フリダンソンが提唱した組織史研究の接近法が有益である。組織史に関しては、P. Fridenson, <Les Organisations, un nouvel objet>, *Annales : Economies, Sociétés, Civilisations*, 44<sup>e</sup> année, no.6, 1989 (小田中直樹訳「組織、新たな研究対象」(『思想』第1086号, 2014年10月))。

よって構成された構造的複合体である<sup>(54)</sup>。こうした「福祉の複合体」の歴史的ダイナミズムを念頭に置きながら、フランスの企業パテルナリズムを再検討することが必要となろう。②あるいは、フランスの社会保障や社会保険に焦点を絞った場合、それらの形成過程において企業パテルナリズムはいかなる役割を果たしたのか。フランス社会保障・社会保険の史的形成を解明する上で、上述したような国家—産業界—労働界の相互関係が改めて問われることは言うまでもない。例えば、深澤敦の仮説によれば、フランスの基本的パターンは、企業の福利厚生制度から始まり、これをまずは当該産業レベルで、次いで全産業レベルで「社会化」する機能を労働組合が担い、国家が最終的に社会保険・社会保障へと法制化する「型」であった<sup>(55)</sup>。

三つめは生産と福祉の有機的連関である。①フランス産業の革新性・合理性を「生産と福祉の両立」として捉える場合、生産と福祉の間にはどのような相互関係があったのか。企業パテルナリズムの歴史的解釈の一つとして、本稿は「生産と福祉の両立」に光を当てたものの、技術的優位性と福利的先進性を連関づけたメカニズムに関しては今後の解明が待たれる。②さらに、「生産と福祉」のアクターに着目するならば、個別企業や業界団体の他に、科学者や官僚はいかなる役割を果たしたのか。そうした問題関心は、19世紀末以降の労働・社会政策の国際化現象の検証にまで連なっている。例えば、19世紀末以降の国際会議は、各国の社会改革者、官僚、産業界関係者たちの交流を基に社会政策の国際的規範を形成し、フランスとドイツの間では労働立法を並行的に進展させていた<sup>(56)</sup>。あるいは、社会党議員のアルベール・トマ (Albert Thomas) や労働省官僚のアルテュール・フォンテーヌ (Arthur Fontaine) は国際労働機関 (ILO) の設立 (1919年) と運営に関与し、両大戦間期の国際労働事務局 (国際労働機関の常設事務局) は、「労働の合理化」や「生産の組織化」を通じて経済近代化の問題に取り組んだ<sup>(57)</sup>。

こうして見ると、企業パテルナリズム研究は隣接領域の分析手法や研究成果も吸収しながら、さらに発展する可能性を有しているように思われる。

(さいとう・よしふみ 専修大学経済学部教授)

(54) 高田実 「「福祉の複合体」の国際比較史」(高田実, 中野智世編『福祉』ミネルヴァ書房, 2012年)。

(55) 深澤 「非市場的調整の発展」62頁。

(56) S. Kott, <Les politiques sociales en France et en Allemagne (1880-1914)>, F. Guedj et S. Sirot (dir.), *Histoire sociale de l'Europe : industrialisation et société en Europe occidentale, 1880-1970*, Paris, 1997 ; P. Toucas-Truyen, <L'internationalisation du thème de la protection sociale (1889-1939)>, M. Dreyfus (dir.), *Les assurances sociales en Europe*, Rennes, 2009.

(57) T. Cayet, *Rationaliser le travail, organiser la production. Le Bureau international du Travail et la modernisation économique durant l'entre-deux-guerres*, Rennes, 2010 ; I. Lespinet-Moret et V. Viet (dir.), *L'Organisation internationale du travail. Origine. Développement. Avenir*, Rennes, 2011.